

地域密着型サービス事業者公募に対する質問と回答

No.	質問内容	回答
1	令和4年度中に工事に着手し、の着手とは具体的にどのような状態・状況になるのでしょうか。	「工事に着手」とは、工事を開始すること(着工)を意味します。(契約締結のみでは「工事に着手」したことにはなりませんので、ご注意ください。)
2	認知症対応型共同生活介護に関して ①併設なしのグループホーム単独の申し込みは可能か。 ②補助金を利用しない申し込みは可能か。	①併設なしのグループホーム単独の申し込みは可能です。 ②補助金を利用しない申し込みは可能です。
3	看護小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護を同時に申請させていただいた場合、補助金についても2つ同時に申請交付できますか。	それぞれの補助金に係る申請は、同時に行うことが可能です。 ※文言を一部修正しました。(R4.6.14)
4	①新規設立の社会福祉法人ですが、長年、営利法人で行っていた事業をそのまま引き継いでいます。法人の沿革として記載し実績にも計上していいのでしょうか。事業実績の証明が必要であれば事業譲渡の議事録を添付することで実績と認めて頂く事は可能でしょうか。 ②誓約書の記載に役員名簿が必要ですが、社会福祉法人の場合は理事ですか。評議員も必要ですか。 ③資料5に直近3事業年度分とありますが、社会福祉法人としては今期の1か月分のみで、2期分は営利法人としての決算となります。その場合は、1期のみでしょうか。それとも営利法人としての2期分も含めていいのでしょうか。	①事業実績を証明するため、営利法人から社会福祉法人へ事業譲渡したことが分かる資料を添付することで、法人の実績として記載していただいで差し支えありません。 ②「理事」及び「監事」を記載してください。 ③完了した事業年度分の決算書を提出いただくため、社会福祉法人としてのものは対象にはなりません。(期間が1年に満たないため)この場合、前身である営利法人としての3期分をご提出ください。なお、社会福祉法人へ事業譲渡した分に係る決算等について別途説明していただく場合があります。

地域密着型サービス事業者公募に対する質問と回答

No.	質問内容	回答
5	<p>①認知症対応型共同生活介護の2ユニットとしての応募を予定しており、1ユニットとなっても継続していく予定です。その場合、提出資料は2ユニットとしてのものと、1ユニットとしてのものと両方必要でしょうか。</p> <p>また、認知症対応型共同生活介護に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を併設する場合は、建物に要する費用を面積で按分して収支シミュレーションをたてることになりませんか。</p> <p>②建築に要する費用は建物以外の外構等も含めての計算でしょうか。整備補助対象となる建物だけの費用でしょうか。</p> <p>③事業計画概要書の記載として、様式3に認知症対応型共同生活介護と定期巡回を一緒に記載した場合、欄外に併設施設がある場合は、事業費及び財源についても別途作成とありますが、様式3-1、様式3-3の他に添付書類が必要ということでしょうか。</p>	<p>①ご質問にあるような「2ユニットで応募するが、1ユニットであっても事業実施を希望する」場合、提出資料は2ユニットとしてのものを作成してご提出ください。(1ユニットとしての資料は提出不要です。)</p> <p>また、様式1において、「審査の結果、利用定員9人であれば整備が可能になった場合、事業の実施を希望しますか。」の「希望する」に丸をつけてください。(詳しくは、様式1の内容をご確認ください。)</p> <p>複数のサービスに応募する場合、事業費及び財源の他に、申請書類(様式3～7)・添付書類(資料1～9)についても、サービス毎に作成してご提出ください。そのため、収支シミュレーションについても、サービス毎に行ってください。なお、面積按分にて算出する方法で差し支えありません。</p> <p>②整備補助対象外となる部分も含めて、建築に要する費用として算出してください。</p> <p>③様式3はサービス毎に作成していただくため、認知症対応型共同生活介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、それぞれ作成してください。また、様式3-1、3-3の他に、申請書類(様式3～7)・添付書類(資料1～9)についても、サービス毎に作成してご提出ください。</p>
6	<p>8月中旬にプレゼンテーションが行われる予定となっておりますが、各法人のプレゼンテーションに参加できる人数とパソコンの持ち込みの可否、プレゼンテーションの設定時間を教えてください。</p>	<p>正式な内容は、応募法人に個別に通知しますが、概ね以下のとおりとする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆参加人数 新型コロナウイルス感染症感染防止の観点より、各法人最大2名までとします。</li> <li>◆パソコンの持ち込み可否 原稿を読み上げるための持ち込みであれば可です。(例えば、PowerPointを投影する等、プレゼンテーションにおいて審査委員へ提示する目的での使用は禁止です。)</li> <li>◆プレゼンテーションの設定時間 設定時間は「10分間」(質疑応答の時間を除く)です。</li> </ul> <p>※決定事項ではありませんので、ご注意ください。</p>